

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年4月10日提出
【計算期間】	第7特定期間 (自 平成20年7月11日 至 平成21年1月13日)
【ファンド名】	フィデリティ・日本配当成長株・ファンド（分配重視型）
【発行者名】	フィデリティ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表執行役 トーマス・エミル・ヨハン・バルク
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【事務連絡者氏名】	赤川 和人
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【電話番号】	03-4560-6000
【縦覧に供する場所】	該当なし

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、フィデリティ・日本配当成長株・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とし、高水準の配当等収益の確保を図るとともに投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。

（参考）

### 配当を増やす日本企業のちからを 資産運用に活かしてみませんか？

世界的な経済環境の悪化にもかかわらず、日本企業の財務は相対的に健全です。  
またグローバル展開により長期的に配当を成長させるチカラは高まっています。

日本企業の持っている  
「現金」は依然膨大

長期的にはグローバルな  
業務展開から「日本企業」の  
成長は「日本経済」を超える

日本企業の配当を増やすチカラの高まり

## 日本株投資が初めての方にも、 「打たれ強い」安定感が魅力です。

配当を相対的に多く出す企業の株価は、株式市場全体と比べて、相場の下落局面で強みを発揮する傾向がありました。このような「打たれ強さ」を持つ配当株投資は、日本株投資を始めたいと考えるお客様にもおすすめです。

### 好配当株の値動き



1999年12月末～2008年12月末、TOPIXは配当金込。

好配当株の騰落率は、作成時点においてデータが取得可能だったTOPIX構成銘柄のうち、前年末の配当利回り上位50社の年間騰落率の単純平均。

下落相場の平均は、TOPIX(配当金込)が年間で下落した年(2000年、2001年、2002年、2007年、2008年)の騰落率の単純平均。

上昇相場の平均は、TOPIX(配当金込)が年間で上昇した年(2003年、2004年、2005年、2006年)の騰落率の単純平均。

注：RIMES、Bloombergのデータからフィデリティ投信作成

上記グラフおよび記載事項は過去の実績であり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

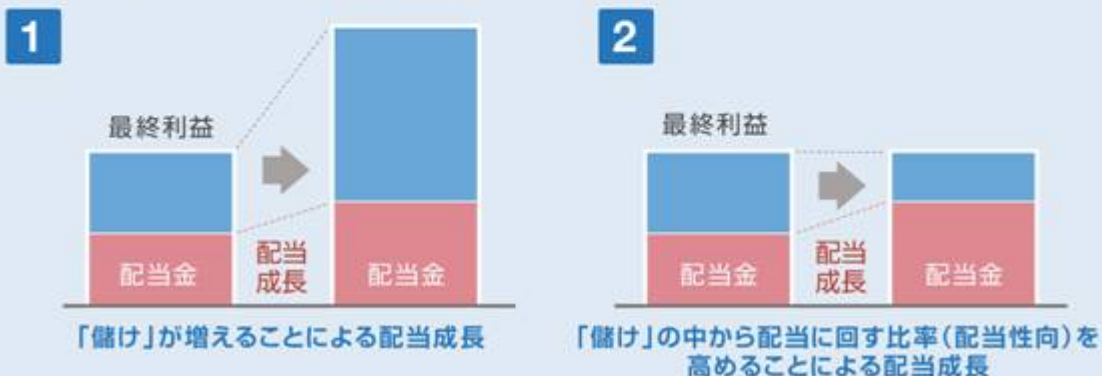
## 注目するのは、 魅力に溢れた「配当成長株」です。

配当成長企業は、配当を増やせるだけの「ちから」を持っている企業。

例えば、利益が拡大している元気な企業や株主を大切にしている企業、配当を高められる財務体質を持っている企業などです。

配当成長株は、そのような企業の株式であるため、魅力の高い銘柄に溢れています。

### 「配当成長=増配」の2つのポイント



## 配当成長株は 打たれ強い動きとなっています。



上記グラフおよび記載事項は過去の実績であり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

### ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、当該限度額を増額することができます。

### ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法<sup>\*</sup>において、以下のとおり分類されます。

\* 2009年1月1日以降、社団法人投資信託協会の定める商品の分類方法が変更されております。

### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表 (網掛け表示部分) の定義 >

**追加型投信**...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

**国内**...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**株式**...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 <b>年4回</b>	グローバル <b>日本</b> 北米	<b>ファミリー ファンド</b>
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	欧州 アジア オセアニア 中南米	
不動産投信 <b>その他資産</b> <b>【投資信託証券(株式(一般))】</b>	その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ファンズ
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

**その他資産(投資信託証券(株式(一般)))**...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。)を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

**年4回**...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

**日本**...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**ファミリーファンド**...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

(注) 上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス: <http://www.toushin.or.jp>)をご覧ください。

## ファンドの特色

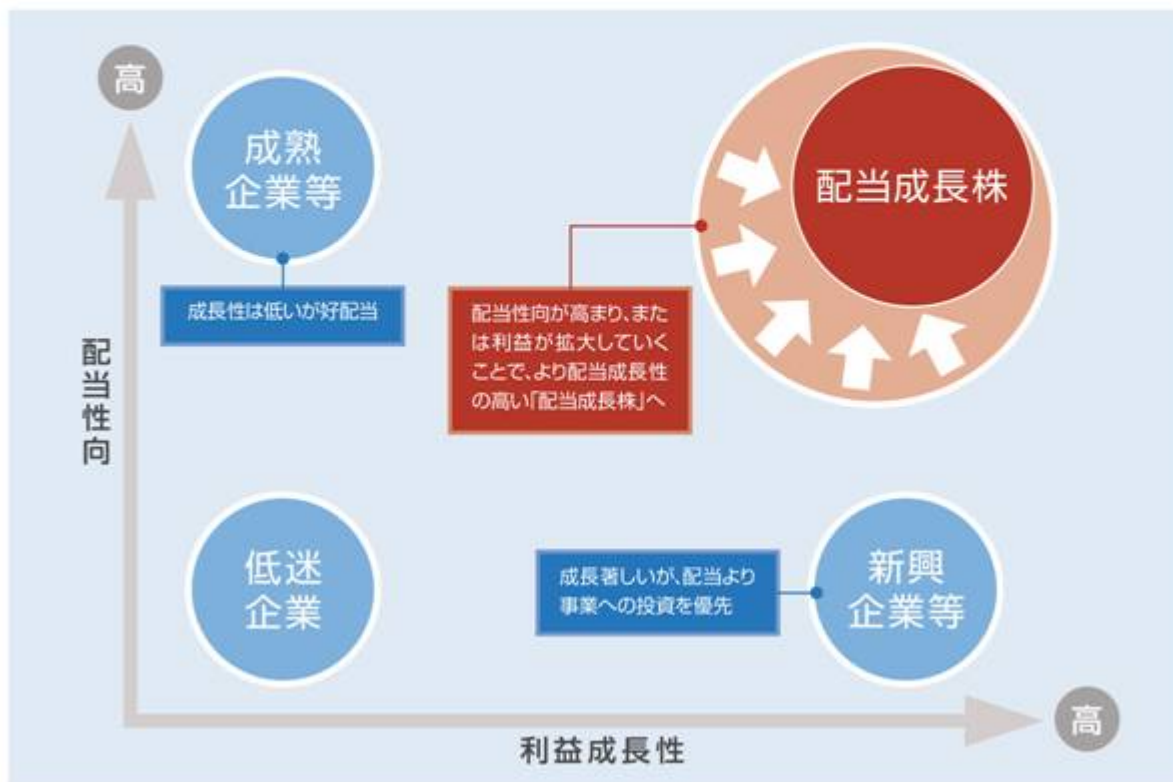
フィデリティ・日本配当成長株・ファンド(分配重視型)の特色は以下の通りです。

- 1** 企業の今後の配当成長(増配)に注目
- 2** フィデリティの定評ある調査力を活かして銘柄を発掘
- 3** 年4回の決算を実施

## ファンドのポイント **1**

### 企業の今後の配当成長(増配)に注目

- フィデリティは、一時点の配当だけでは判断しません。  
「配当が成長(増配)するか=配当成長」がポイントと考えます。  
利益拡大に期待ができ、株主を大切にしている傾向が高まりつつある日本は、「配当成長」の魅力の高い企業を多く発掘できる市場であると考えています。



※配当性向とは、利益に対する配当金の割合のことです。

## ファンドのポイント 2

### フィデリティの定評ある調査力を活かして銘柄を発掘

- ひとくちに「配当株」といっても、その後配当を増やす企業も増やさない企業もあり、株価の動きもさまざま。だからこそ、徹底的な企業調査が重要です。

#### フィデリティの「多面的・世界的」な企業調査イメージ



企業活動のグローバル化が進み、成長性の差が広がるなか、その企業だけの調査では十分ではありません。フィデリティでは、仕入先や納入先などの取引先や国内の競合会社の調査はもちろんのこと、世界中の競合他社との比較も行ないます。フィデリティのグローバルネットワークを活かして企業を調べつくすことで、将来の価値をいち早く発掘することを目指します。

## ファンドのポイント 3

### 年4回の決算を実施

- 年4回の決算時(原則、1月・4月・7月・10月の各10日)に、ファンドの収益分配方針に基づき分配することを目指します。
- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含む)等の全額とします。
- 4月および10月においては、分配対象額の範囲から、ポートフォリオの配当利回りの水準を中心に勘案した金額で分配し、1月および7月においては、配当利回り水準に加えて売買益(評価益を含みます)の水準も勘案した金額で分配する予定です。



※分配金額は、委託会社が基準価額水準、ポートフォリオの平均予想配当利回り、市況動向、長期的な分配金額の維持などを勘案して決定します。ただし、必ず分配することを保証するものではありません。

※各計算期末の分配対象額の範囲の考え方については、委託会社の判断により今後変更されることがあります。

なお、ファンドが主として投資を行なうマザーファンドの特色は以下の通りです。

わが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とし、高水準の配当等収益の確保を図るとともに投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。

ポートフォリオの平均予想配当利回りが市場平均以上となることを目指して運用

を行ないます。

主として予想配当利回りが市場平均以上の銘柄の中から、投資価値の高い銘柄に厳選して投資することで、魅力的な配当収益を確保することを目指します。<sup>\*1</sup>

個別企業分析により企業の配当の成長性を多角的に分析し、将来の配当成長が見込まれる銘柄を発掘します。

フィデリティ<sup>\*2</sup>独自の綿密な企業調査に基づき、配当成長を主に 企業の配当の原資となる収益の成長 配当性向の上昇 財務体質の健全化および資本構成の最適化の3方向から多角的に分析します。

\* 1 配当成長の分析により、今後の配当利回りの成長が見込める場合には、分析時点の予想配当利回りが市場平均を下回る銘柄であっても、投資を行なう場合があります。

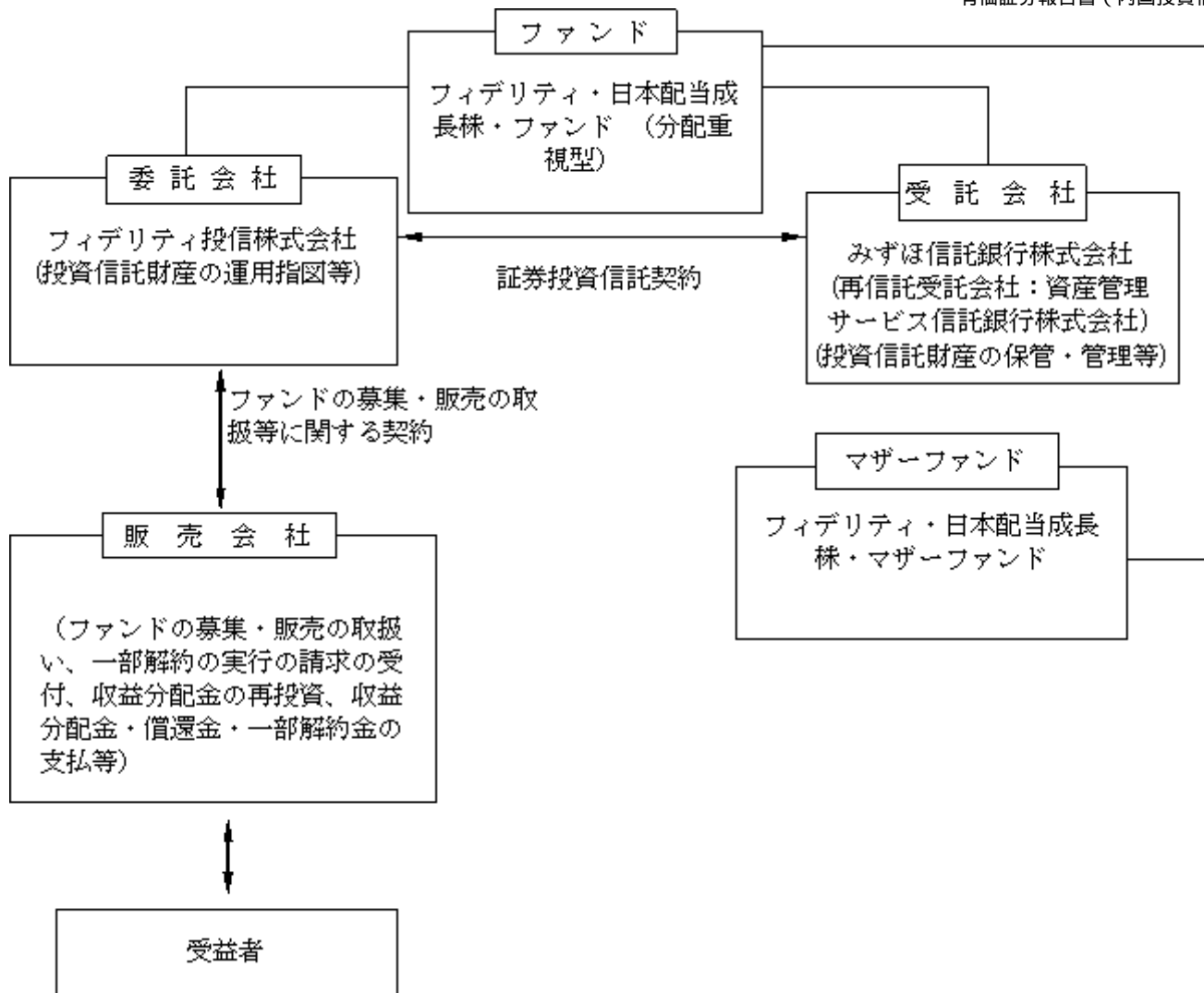
\* 2 FIL LimitedおよびFMR LLCとそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。

## （2）【ファンドの仕組み】

### ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンド（「フィデリティ・日本配当成長株・ファンド（分配重視型）」）とし、その資金を主としてマザーファンド（「フィデリティ・日本配当成長株・マザーファンド」）に投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。



#### 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

##### (a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

##### (b) 受託会社：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

再信託受託会社は、受託会社からファンドの資産管理業務の委託を受けた受託銀行です。

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

受託会社は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律において準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この段落において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

委託会社の概況

(a) 資本金の額 金10億円（2009年2月末日現在）

(b) 代表者の役職氏名 代表執行役 トーマス・エミル・ヨハン・バルク

(c) 本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー

(d) 沿革

1986年 フィデリティ投資顧問株式会社設立

1987年 投資顧問業の登録

同年 投資一任業務の認可取得

1995年 投資信託委託業務の免許を取得、社名をフィデリティ投信株式会社に変更、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営

2007年 金融商品取引業の登録

(e) 大株主の状況

（2009年2月末日現在）

株主名	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
フィデリティ・ ジャパン・ホール ディングス株式会 社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	20,000	100

(f) 委託会社の概要

委託会社であるフィデリティ投信株式会社は、FIL Limitedの実質的な子会社です。FIL Limitedは、1969年にバミューダで設立され、米国を除く世界の主要なマーケットにおいて個人投資家と機関投資家を対象に投資商品ならびにサービスを提供しています。委託会社は、日本の機関投資家、個人投資家の皆様に投資機会を提供するための投資信託業務を1995年に開始し、資産運用に従事していません。

FIL Limitedの関連会社である、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（FMR Co.）\*は1946年にボストンで設立された歴史のある米国の投資信託会社です。世界各地のフィデリティの投資専門家は、分析した個別企業の投資情報をお互いに共有しているため、グローバルな視点での投資判断が可能となっています。

\* FMR Co.はFMR LLCの子会社です。

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

#### 投資態度

- (a) ファンドは主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- (b) 株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、高位を維持し、投資信託財産の総額の65%超を基本とします。また、株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、投資信託財産の総額の35%以内とします。
- (c) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- (d) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。
- (e) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引<sup>\*1</sup>および為替先渡取引<sup>\*2</sup>を行なうことができます。
- (f) 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

\* 1 「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

\* 2 「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この段落において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この段落において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワッ

幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

#### ファンドのベンチマーク

ファンドにはベンチマークを設けません。

#### 運用方針

1. 個別企業分析にあたっては、フィデリティの日本および世界主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
2. ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
3. 銘柄選択にあたっては、独自の企業調査にもとづき、長期的に持続可能な配当金の伸びに着目した銘柄選択を行ないます。
4. 株式への投資は、原則として、高位を維持し、投資信託財産の総額の65%超を基本とします。

運用にあたっては、上記1. - 4. の方針で臨みますが、資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

ファンドはマザーファンドを通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの運用方針を含みます。

## (2) 【投資対象】

### 投資対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
1. 有価証券
  2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「その他の投資対象」2. から6. に定めるものに限りません。）
  3. 金銭債権
  4. 約束手形
- (b) 次に掲げる特定資産以外の資産
1. デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利
  2. 為替手形

### 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託法施行規則第22条第1項第1号イから八までに掲げるものに限りません。）をもってマザーファンドの受益証

券に投資することを指図できます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 投資対象とする金融商品

前記にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

#### その他の投資対象

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。
2. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
3. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
4. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
5. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
6. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
7. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
8. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
9. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または上記8.の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
10. 実質外貨建資産<sup>\*</sup>の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
11. 投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当

てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。

- \* 「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

受託会社は、受益者の保護に支障が生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、受託会社および受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この段落において同じ。）、投資信託約款に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託会社における他の信託財産との間で、上記、および1.ないし6.に定める資産への投資を、信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。かかる取扱いは、本、その他投資信託約款に規定される場合における委託会社の指図による取引についても同様とします。

### （3）【運用体制】

#### フィデリティの企業調査

フィデリティは、投資対象の綿密な調査を重視しています。大規模なインハウス・リサーチ（自社のスタッフによる独自調査）体制を有しており、世界主要拠点で多くの企業調査の専門家が企業調査・運用に従事しています。企業内容の調査・分析にあたっては、FIL Limitedと、関連会社であるFMR Co.が、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報をリアルタイムで共用し、株式や債券の運用に活かしています。

#### フィデリティの運用・調査体制（2008年12月末日現在）

（単位：人）

拠点		米国	欧州	日本	アジア・パシフィック	総計
ポートフォリオ・マネージャー	株式	112	56	17	25	210
	ハイ・イールド債券	11	0	0	0	11
	投資適格債券	24	7	0	2	33
アナリスト	株式	243	99	33	38	413
	ハイ・イールド債券	29	0	0	0	29
	投資適格債券	55	21	2	6	84
トレーダー	株式	47	13	0	16	76
	ハイ・イールド債券	3	0	0	0	3
	投資適格債券	32	9	0	2	43
合計		556	205	52	89	902
運用に関するコンプライアンス部門		61	7	6	12	86

FMR LLCおよびFIL Limitedとその関係会社を含みます。

アナリストには、リサーチ・アナリストとリサーチ・アソシエイトを含みます。管理職等は除きます。

上表中の数値は、将来変更となることがあります。

## フィデリティの運用哲学

株式の運用においては、運用哲学の基礎を「ボトム・アップ・アプローチ」という調査・分析の手法にしています。「ボトム・アップ・アプローチ」とは、綿密な個別企業調査を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容等ファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。世界の調査部を7つのセクター（消費、ヘルスケア、公共事業、シクリカル、テクノロジー、金融、天然資源）に分け、企業の中長期的な成長の原動力となる競争力を多面的に調査します。調査対象企業からの情報のみならず、世界中の競争相手はもとより、仕入先、納品先といった取引先から、より広く、かつ客観的な情報を収集し、収益予測を行ない、最終的に中長期的な成長力を持った企業を発掘することに注力しています。

セクター分類は、フィデリティ独自の定義によるものです。なお、日本においては天然資源セクターを独立して設けてはおりません。

債券の運用においては、運用哲学の基礎を「過度のリスクをとらずに超過収益を生み出す」ことにしています。投資適格債券の運用においては、社内の債券専任アナリストによる計量分析（クオンツ分析）、発行体の信用分析（ファンダメンタルズ分析）の双方を活用した複数の戦略の積み重ねにより、付加価値を創出することを目的としています。ハイ・イールド債券（高利回り社債）の運用においては、ハイ・イールド債券発行企業専任の社内アナリストが、株式同様、ボトム・アップによる徹底した個別企業調査を行ない、債務不履行等のリスクを最小限に抑える運用を行なうことに注力しています。いずれの場合においても、社内の株式アナリストとの間で調査情報の共有、調査活動の連携が行なわれています。

## 運用プロセス

企業調査から、ポートフォリオ構築まで

### 投資アイデア

予想配当利回りが市場平均以上の銘柄を主要投資対象銘柄とします。この中から、フィデリティのグローバルな企業調査情報も活用し、運用へのアイデアを発掘します。

### 企業調査

アナリストは、財務諸表分析、企業取材によるマネジメント評価、事業環境の分析など、担当する業種における徹底した調査分析を行ないます。企業取材には、アナリストと共にポートフォリオ・マネージャーも加わり、最高経営責任者（CEO）から工場の生産ライン従業員まで幅広い関係者と面談を持ちます。さらに競合他社や取引企業への側面調査も実施、企業を取り巻く事業環境について多面的な分析を行ないます。

さらにアナリストは調査銘柄に対して、市場で形成される株価と利益の成長性との比較等、様々な観点からのバリュエーション分析も行ないます。投資魅力の度合いに応じて、5段階からなるアナリスト自身の投資評価（レーティング）を付与、ポートフォリオ・マネージャーに対して提示します。

フィデリティ内部の個別銘柄レーティングは、ファンドのパフォーマンス向上を目指すためのものであり、一般に公表されることはありません。

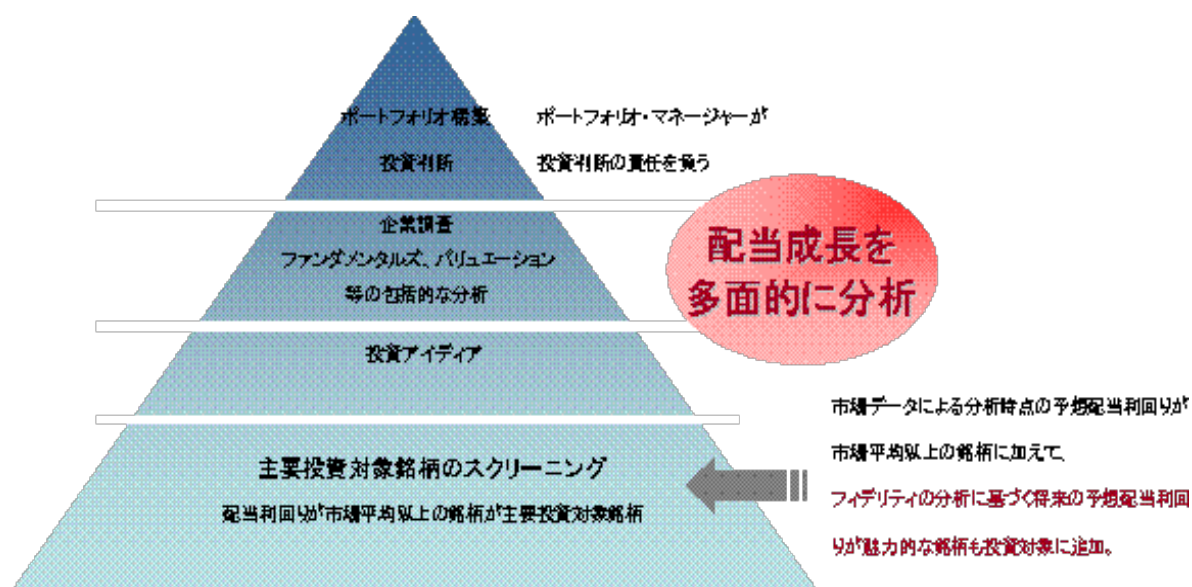
## 投資判断およびポートフォリオ構築

ポートフォリオ・マネージャーは、アナリストのレーティングを参考にしつつ、独自のリサーチ・アイデア、確信度、他の投資機会などの観点を加味して、投資判断およびポートフォリオ構築を行ないます。

業種別配分は、基本的に個別銘柄選択の積み上げの結果です。

マザーファンド運用に関する意思決定の権限は、担当するポートフォリオ・マネージャーに一任されており、各ポートフォリオ・マネージャーの裁量によりマザーファンド運営が行なわれています。ポートフォリオ・マネージャーは、社内アナリストのレーティングに基づいて判断することも、あるいはその他の資料等に基づいて判断することも自由に選択可能であり、自身が適切と考える手段で投資判断する権限を持ちます。従って、社内のリサーチ・チームがレーティングを付与していない銘柄への投資や、レーティング内容とは異なる投資判断を行なうこともありえます。

- \* 配当成長の分析により、今後の配当利回りの成長が見込める場合には、分析時点の予想配当利回りが市場平均を下回る銘柄であっても、投資を行なう場合があります。



## 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用の指図にあたりましては、委託会社の投資信託委託業務の業務の方法を規定している「業務方法書」に記載されてある、「受益者即ち投資家本位に徹する」ことを基本としております。長期投資の観点に基づいた運用を行ない、有価証券市場の激化要因となる運用を行なうことを厳禁しております。

ファンドの運用者は、委託会社が作成した「服務規程」を遵守することが求められております。服務規程におきましては、ファンドの運用者であるポートフォリオ・マネージャーの適正な行動基準および禁止行為を規定しており、法令遵守、顧客の保護、取引の公正確保を第一にすることが求められております。これらの規定は、マザーファンドの運用担当者にも徹底されています。

また、実際の運用の指図におきましては、種々の社内規則を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しております。

リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立したコンプライアンス部門が担当し、定期的なモニタリングの結果を運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

また、法令または投資信託約款等のファンドおよびマザーファンドの遵守状況につきましては、運用部門からは完全に独立しているコンプライアンス部門がチェックを行なっております。

ファンドの関係法人に対する管理としては、受託会社より、原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっております。

上記「(3) 運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時(原則毎年1月10日、4月10日、7月10日および10月10日、同日が休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

原則として、毎年4月および10月に到来する計算期末においては、上述の分配対象額の範囲から、ポートフォリオの配当利回りの水準を中心に勘案した金額で分配する予定であり、毎年1月および7月に到来する計算期末においては、配当利回りの水準に加えて売買益(評価益を含みます。)の水準も勘案した金額で分配する予定です。

各計算期末の分配対象額の範囲の考え方については、委託会社の判断により今後変更されることがあります。

##### 利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、借入有価証券に係る品貸料、投資信託財産保管費用、借入金の利息および融資枠の設定に要する費用、信託事務の諸費用等(投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。)、信託報酬(以下、総称して「支出金」といいます。)を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものとし、なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き

換えに受益者にお支払いします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5) 【投資制限】

ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- (a) 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- (b) 株式への実質投資割合<sup>\*</sup>には、制限を設けません。
- (c) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (d) 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。有価証券の値上がり等により30%を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。(当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。)
- (e) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (f) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (g) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (h) マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (i) 信用取引の指図は、次の1.から6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - 2. 株式分割により取得する株券
  - 3. 有償増資により取得する株券
  - 4. 売り出しにより取得する株券
  - 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得可能な株券
  - 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
- (j) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方

が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- (k) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (l) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (m) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (n) 有価証券の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。投資信託財産の一部解約等の事由により、前文の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (o) 投資信託財産において有しない有価証券または上記(n)の規定により借入れた有価証券を売付けるとの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。投資信託財産の一部解約等の事由により、前文の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- (p) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (q) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

\* 上記(b)から(h)における「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資信託財産に属する(b)から(h)に掲げる各種の資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

## 投資信託法および関係法令に基づく投資制限

- (a) 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。
- (b) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

(参考) マザーファンドの投資方針等は以下の通りです。

### (1) 投資態度

主としてわが国の株式に投資を行ないます。

銘柄選択にあたっては、独自の企業調査にもとづき、長期的に持続可能な配当金の伸びに着目した銘柄選択を行ないます。

株式への投資は、原則として、高位を維持し、投資信託財産の総額の65%超を基本とします。また、株式以外の資産への投資は、原則として、投資信託財産の総額の35%以内とします。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行なうことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

### (2) 投資対象とする資産の種類

マザーファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

#### 1) 次に掲げる特定資産

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5) その他の投資対象」から定めるものに限りません。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

#### 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利
2. 為替手形

### (3) 投資対象とする有価証券

委託会社は、マザーファンドの信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
  6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
  17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### (4) 投資対象とする金融商品

前記(3)にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

##### 預金

指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

## コール・ローン

手形割引市場において売買される手形

貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

外国の者に対する権利で の権利の性質を有するもの

## (5) その他の投資対象

投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認められたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または上記 の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、受託会社および受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この段落において同じ。）投資

信託約款に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託会社における他の信託財産との間で、上記(2)、(3)および(4) から までに定める資産への投資を、信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。かかる取扱いは、本(5)その他投資信託約款に規定される場合における委託会社の指図による取引についても同様とします。

#### (6) マザーファンドの投資信託約款に基づく投資制限

投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

株式への投資割合には、制限を設けないものとします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。有価証券の値上がり等により30%を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

信用取引の指図は、次の1. から6. に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1. から6. に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものと

します。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

有価証券の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。投資信託財産の一部解約等の事由により、前文の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

投資信託財産において有しない有価証券または上記の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。投資信託財産の一部解約等の事由により、前文の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

### 3【投資リスク】

（注：投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。また収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

#### (1) 投資リスク

ファンドが主として投資するマザーファンドは、主として国内の株式を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。また、ファンドおよびマザーファンドの基準価額は、組み入れた株式やその他の有価証券の値動き等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。委託会社の指図による行為によりファンドに生じた損益はすべて受益者に帰属し、元本が保証されているものではありません。

証券投資信託の運用においては、一般的に主として下記にあげるリスクが想定されます。

##### 有価証券（株式・債券等）の価格変動リスク

基準価額は株価や債券価格等の市場価格の動きを反映して変動します。

##### 為替リスク

日本以外の外国の株式や債券等に投資を行なう場合は、為替リスクが発生し、各国通貨の円に対する為替レートにより、ファンドおよびマザーファンドの基準価額が変動します。

##### カントリー・リスク

海外の金融・証券市場に投資を行なう場合は、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。また、投資対象先がエマージング・マーケット（新興諸国市場）の場合には、特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等）が想定されます。

##### 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

解約資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入を行なうことによってファンドの解約代金の支払に対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

##### 信用リスク

株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。また、債券等へ投資を行なう場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。

##### 収益分配による基準価額の下落リスク

ファンドの運用は、中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的としておりますが、収益の分配により、基準価額が一時的に下落いたします。収益の分配対象額の範囲には、繰越分を含めた利子・配当収入の他、売買益（評価益を含みます。）も含まれるため、多額の分配を行なった場合、投資元本を下回って基準価額が下落する可能性があります。

また、ファンドおよびマザーファンドの運用においては、上記に加え、以下のリスクが加わると考えられます。

##### 銘柄選択に関するリスク

ファンドの主たる投資対象であるマザーファンドは、ボトム・アップ・アプローチで組入銘柄を決定します。また、ポートフォリオの平均予想配当利回りが市場平均以上となることを目指して運用を行いません。従って、ポートフォリオの業種配分や銘柄構成等がわが国の株式市場全体とは大きく異なる場合があります。その場合、ファンドおよびマザーファンドの基準価額の値動きは、わが国の株式市場全体の動きと大きく異なる場合も想定されます。

#### 運用担当者の交代に関するリスク

「2 投資方針 (1) 投資方針」中で示されたファンドの運用についての考え方は、2009年4月現在のものであり、今後、変更となる場合があります。また、長期間にわたってファンドを運用していくうえで、運用担当者が交代となることもあります。その場合においても、フィデリティの企業調査情報を活用する体制およびフィデリティの原点である「ボトム・アップ・アプローチ」が変わることはありませんが、運用担当者の交代等に伴い、保有銘柄の入替え等が行なわれる場合があります。

#### 有価証券先物取引等のリスク

ファンドは、証券価格の変動または証券の価値に影響を及ぼすその他の諸要因に関するファンドのリスクを増加または減少させる運用手法（たとえば有価証券先物取引等）を用いることがあります。このような手法が想定された成果を収めない場合、ファンドはその投資目的を達成できず、損失を生じるおそれがあります。

#### 分配金に関するリスク

ファンドは、予想配当利回りが市場平均以上の銘柄を中心にポートフォリオの平均予想配当利回りが市場平均以上となることを目指して運用を行いますが、組入銘柄の一部分または大部分において減配などの事象が発生しファンドの配当等収益が低下した場合や運用残高が著しく増加して予想配当利回りが市場平均以上の銘柄の組入れに制約が生じる場合には、分配金が少額となることや分配が行なえないことがあります。また、運用残高が著しく増加した場合、収益分配のための組入れ有価証券の売却に伴う運用上の負荷が相対的により大きくなることもあり、運用上の負荷とそれに伴う運用成績への影響を軽減するために、利子・配当等収入および売買益（評価益を含みます。）を原資とした収益分配金を、運用残高が比較的小さい場合と比べて、少額とすることや分配が行なえないことがあります。

## (2) 投資リスクの管理体制

リスク管理の手段として、チーフ・インベストメント・オフィサーと調査部長が、マザーファンドの運用の指図を行なっているポートフォリオ・マネージャーと定期的に「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議し、過度なリスクを取っていないかを点検しています。マザーファンドの運用指図を行なうポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種配分、投資タイミングの決定等についてすべての権限を保有しておりますが、このポートフォリオ・レビュー・ミーティングでは、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっております。

また、法令または投資信託約款等のファンドおよびマザーファンドの遵守状況につきましては、運用部門からは完全に独立しているコンプライアンス部門がチェックを行っております。

## (3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会

社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料率は3.15%（税抜き 3.00%）を超えないものとします。なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

「お申込み金額」とは、取得申込受付日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

また、販売会社によっては、償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額とします。）で取得する口数については販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「償還乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合があります。

「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわない追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払を行なった販売会社でファンドの取得申込みを行なっていた場合をいいます。

さらに、販売会社によっては、販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「換金乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合もあります。

「換金乗換え」とは、追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が別に定める期間以降、当該投資信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約代金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でファンドの取得申込みを行なっていた場合をいいます。

スイッチング、償還乗換えおよび換金乗換への取扱い等についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金(解約)手数料】

一部解約にあたっては、手数料はかかりませんが、解約請求受付日の基準価額に対して0.30%の信託財産留保額\*を負担していただきます。

\*「信託財産留保額」とは、引続きファンドを保有する受益者と解約者との公平性に資するため、解約される受益者の基準価額からあらかじめ差引いて投資信託財産中に留保する額をいいます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬(消費税等相当額を含みます。)の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.134%(税抜き1.08%)の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期間終了時の翌営業日または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

(年率)

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.525% (税抜き0.50%)	0.525% (税抜き0.50%)	0.084% (税抜き0.08%)	1.134% (税抜き1.08%)

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

先物取引やオプション取引等に要する費用

借入有価証券に係る品貸料

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用

2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用

3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎年1月、7月に到来する計算期間終了時（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）の翌営業日または信託終了の時に、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記～の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)～(4)に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

##### 個別元本方式について

##### 1. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「3. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

##### 2. 一部解約時および償還時の課税について

##### <個人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

## < 法人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

### 3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 個人、法人別の課税の取扱いについて

### 1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、原則として20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり特別分配金は課税されません。

ただし、特例措置として2009年1月1日から2010年12月31日までの間については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。この場合、他の上場株式等を含めた配当所得の合計額が年間100万円（年間の支払金額が1万円以下の銘柄にかかるものを除きます。）以下の場合については10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され申告不要となります。また、他の上場株式等を含めた配当所得の合計額が年間100万円を超える場合には確定申告が必要となり、この場合、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます。申告分離課税を選択した場合は、他の上場株式等を含めた配当所得の合計額が年間100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、原則として20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特例措置として2009年1月1日から2010年12月31日までの間については、他の上場株式等を含めた年間の譲渡益の合計額が500万円以下の場合については10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となり、他の上場株式等を含めた年間の譲渡益の合計額が500万円を超える場合には確定申告が必要となります。なお、他の上場株式等を含めた年間の譲渡益の合計額が500万円を超える部分についての税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。

### 2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2009年3月31日までは7%（所得税7%）、2009年4月1日からは15%（所得税15%）の税率により源泉

徴収されます。(地方税の源泉徴収はありません。)収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度の適用が可能です。

上記「(5)課税上の取扱い」の記載は、2009年2月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

上記「(5)課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(2009年2月27日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
親投資信託受益証券	日本	91,084,244,993	100.10
小計		91,084,244,993	100.10
その他の資産			
預金・その他	日本	306,022,835	0.34
小計		306,022,835	0.34
負債	-	397,645,033	0.44
合計(純資産総額)		90,992,622,795	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

フィデリティ・日本配当成長株・マザーファンド

(2009年2月27日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
株式	日本	111,265,144,150	94.77
投資信託受益証券	日本	215,000,000	0.19
投資証券	日本	5,132,798,000	4.37
小計		116,612,942,150	99.33
その他の資産			
預金・その他	日本	3,090,051,545	2.63
小計		3,090,051,545	2.63
負債	-	2,301,157,726	1.96
合計(純資産総額)		117,401,835,969	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(2009年2月27日現在)

順位	種類	銘柄名	国名	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・ 日本配当成長株 ・マザーファン ド	日本	124,042,278,352	0.7867	97,593,367,841	0.7343	91,084,244,993	100.10

## 種類別投資比率

(2009年2月27日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.10

(参考)マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄  
フィデリティ・日本配当成長株・マザーファンド

(2009年2月27日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
1	第一三共	日本・円 日本	株式 医薬品	4,391,700	1,934.46 8,495,595,362	1,591 6,987,194,700	5.94
2	花王	日本・円 日本	株式 化学	3,235,000	2,337.59 7,562,104,423	1,867 6,039,745,000	5.13
3	小野薬品工業	日本・円 日本	株式 医薬品	1,188,200	4,511.16 5,360,167,601	4,560 5,418,192,000	4.61
4	積水化学工業	日本・円 日本	株式 化学	10,406,000	506.24 5,267,974,145	421 4,380,926,000	3.73
5	セコム	日本・円 日本	株式 サービス業	1,170,100	3,960.49 4,634,169,478	3,390 3,966,639,000	3.38
6	J S R	日本・円 日本	株式 化学	3,042,500	1,008.12 3,067,231,121	1,167 3,550,597,500	3.02
7	ベネッセコーポレー ション	日本・円 日本	株式 サービス業	819,800	3,790.45 3,107,411,339	3,910 3,205,418,000	2.73
8	大東建託	日本・円 日本	株式 建設業	1,029,400	3,820.00 3,932,308,000	3,110 3,201,434,000	2.73
9	昭和シェル石油	日本・円 日本	株式 石油・石炭製品	3,894,000	814.99 3,173,573,637	819 3,189,186,000	2.72
10	信越化学工業	日本・円 日本	株式 化学	699,100	4,116.75 2,878,023,898	4,410 3,083,031,000	2.63
11	パーク24	日本・円 日本	株式 不動産業	4,512,800	615.52 2,777,738,050	673 3,037,114,400	2.59

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
12	電通	日本・円 日本	株式 サービス業	1,987,900	1,641.21 3,262,566,294	1,444 2,870,527,600	2.45
13	日本オラクル	日本・円 日本	株式 情報・通信業	907,700	3,605.40 3,272,627,890	3,080 2,795,716,000	2.38
14	キリンホールディングス	日本・円 日本	株式 食料品	2,694,000	1,072.56 2,889,503,311	952 2,564,688,000	2.18
15	日本電気硝子	日本・円 日本	株式 ガラス・土石製品	3,355,000	521.20 1,748,627,907	645 2,163,975,000	1.84
16	クラレ	日本・円 日本	株式 化学	2,880,000	710.82 2,047,190,101	728 2,096,640,000	1.79
17	スカパーJ S A Tホールディングス	日本・円 日本	株式 情報・通信業	52,727	37,378.01 1,970,830,797	38,600 2,035,262,200	1.73
18	山武	日本・円 日本	株式 電気機器	1,212,600	1,848.17 2,241,095,797	1,660 2,012,916,000	1.71
19	協和発酵キリン	日本・円 日本	株式 医薬品	2,615,000	821.84 2,149,124,794	767 2,005,705,000	1.71
20	東日本旅客鉄道	日本・円 日本	株式 陸運業	332,700	5,589.12 1,859,502,405	5,850 1,946,295,000	1.66
21	キャノン	日本・円 日本	株式 電気機器	763,800	2,467.89 1,884,974,713	2,540 1,940,052,000	1.65
22	トレンドマイクロ	日本・円 日本	株式 情報・通信業	845,500	2,592.78 2,192,199,791	2,250 1,902,375,000	1.62
23	セブン&アイ・ホールディングス	日本・円 日本	株式 小売業	843,600	2,223.39 1,875,657,703	2,195 1,851,702,000	1.58
24	パナホーム	日本・円 日本	株式 建設業	2,993,000	497.31 1,488,453,554	513 1,535,409,000	1.31
25	新光証券	日本・円 日本	株式 証券、商品先物取引業	8,439,000	186.00 1,569,654,000	178 1,502,142,000	1.28
26	シチズンホールディングス	日本・円 日本	株式 精密機器	4,177,400	339.89 1,419,868,826	348 1,453,735,200	1.24
27	沖縄セルラー電話	日本・円 日本	株式 情報・通信業	8,194	196,019.74 1,606,185,830	177,100 1,451,157,400	1.24
28	横浜ゴム	日本・円 日本	株式 ゴム製品	3,984,000	403.75 1,608,572,120	338 1,346,592,000	1.15
29	小森コーポレーション	日本・円 日本	株式 機械	1,764,100	903.48 1,593,841,022	724 1,277,208,400	1.09
30	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本・円 日本	投資証券 -	2,538	518,967.86 1,317,140,445	491,000 1,246,158,000	1.06

（参考）マザーファンドの種類別および業種別投資比率  
 フィデリティ・日本配当成長株・マザーファンド

（2009年2月27日現在）

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	6.58
		食料品	2.49
		繊維製品	0.79
		化学	18.12
		医薬品	12.26
		石油・石炭製品	3.70
		ゴム製品	1.75
		ガラス・土石製品	2.03
		鉄鋼	1.74
		機械	2.55
		電気機器	5.69
		輸送用機器	0.33
		精密機器	1.24
		その他製品	1.07
		陸運業	3.59
		倉庫・運輸関連業	0.78
		情報・通信業	9.58
		卸売業	1.09
		小売業	3.74
		証券、商品先物取引業	1.67
不動産業	2.99		
サービス業	10.99		
	小計		94.77
投資信託受益証券	国内	-	0.19
	小計		0.19
投資証券	国内	-	4.37
	小計		4.37
合計（対純資産総額比）			99.33

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2009年2月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
2006年1月10日 (第1特定期間)	52,403	54,850	1.0705	1.1205
2006年7月10日 (第2特定期間)	118,352	122,343	1.0378	1.0728
2007年1月10日 (第3特定期間)	160,824	169,912	1.0618	1.1218
2007年7月10日 (第4特定期間)	183,965	195,115	1.0725	1.1375
2008年1月10日 (第5特定期間)	157,636	158,367	0.8630	0.8670
2008年7月10日 (第6特定期間)	142,677	143,456	0.8249	0.8294
2009年1月13日 (第7特定期間)	99,092	99,839	0.5971	0.6016
2008年2月末日	148,345	-	0.8276	-
2008年3月末日	139,362	-	0.7855	-
2008年4月末日	150,437	-	0.8563	-
2008年5月末日	153,531	-	0.8815	-
2008年6月末日	145,799	-	0.8412	-
2008年7月末日	143,255	-	0.8351	-
2008年8月末日	140,902	-	0.8294	-
2008年9月末日	123,967	-	0.7413	-
2008年10月末日	103,123	-	0.6197	-
2008年11月末日	101,605	-	0.6109	-
2008年12月末日	105,236	-	0.6353	-
2009年1月末日	98,962	-	0.5987	-
2009年2月末日	90,992	-	0.5564	-

## 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間（第1期計算期間）	0.0500
第2特定期間（第2期～第3期計算期間合計）	0.0390
第3特定期間（第4期～第5期計算期間合計）	0.0640
第4特定期間（第6期～第7期計算期間合計）	0.0690
第5特定期間（第8期～第9期計算期間合計）	0.0080
第6特定期間（第10期～第11期計算期間合計）	0.0085
第7特定期間（第12期～第13期計算期間合計）	0.0090

## 【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1特定期間（第1期計算期間）	12.1
第2特定期間（第2期～第3期計算期間合計）	0.6
第3特定期間（第4期～第5期計算期間合計）	8.5
第4特定期間（第6期～第7期計算期間合計）	7.5
第5特定期間（第8期～第9期計算期間合計）	18.8
第6特定期間（第10期～第11期計算期間合計）	3.4
第7特定期間（第12期～第13期計算期間合計）	26.5

（注）収益率とは、各特定期間末の基準価額（分配付）から前特定期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前特定期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## 第二部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

2005年9月20日 ファンドの受益証券の募集開始

2005年9月30日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

## 第2【手続等】

### 1【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。取得申込みの受付は、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。ただし、申込手数料率は3.15%（税抜き3.00%）を超えないものとします。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、原則として、取得申込受付日から起算して5営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けられた取得申込みを取り消すことができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.30%の率を乗じて得た額）を控除した解約価額\*とします。

\* 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.30%)

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

なお、前述の解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

上記の内容は2009年2月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社の営業所等において受益者にお支払いいたします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行を受付けたものとして計算された価額とします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

## 第3【管理及び運営】

### 1【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

株式：原則として、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額は毎営業日計算され、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、ファンドは、「日本配当」として略称で掲載されています。）

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

#### （2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### （3）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5)信託の終了」の場合には、信託は終了します。

#### （4）【計算期間】

計算期間は原則として毎年1月11日から4月10日まで、4月11日から7月10日まで、7月11日から10月10日まで、10月11日から翌年1月10日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

#### （5）【その他】

##### (a) 信託の終了

1. 委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が30億口を下回った場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、

受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ当該信託契約に係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間(1ヵ月を下らないものとします。)内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当該信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

なお、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が1ヵ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

2. 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了します。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。)、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (b) 投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、投資信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ当該信託契約に係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間(1ヵ月を下らないものとします。)内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に投資信託約款の変更異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、投資信託約款の変更は行なわないこととします。投資信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当該信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

委託会社は監督官庁より投資信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託約款を変更します。その変更内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に従います。

#### (c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(e) 運用報告書の作成

委託会社は、毎年1月、7月に到来する計算期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

(f) 組入有価証券等の管理

投資信託財産に属する資産の保管・管理は、原則として受託会社が行ないます。ただし、下記に掲げる場合、受託会社は、投資信託財産に属する資産の保管・管理を他の者に委任することができます。

信託業務の委託等

1) 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この段落において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

2) 受託会社は、上記1)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記1)1.から4.に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

3) 上記1)および2)にかかわらず、受託会社は、次の1.から4.に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託会社のみ指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託会社が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下この段落において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

投資信託財産の登記等および記載等の留保等

1) 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記ま

たは登録を留保することがあります。

- 2) 上記1)にかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
  - 3) 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - 4) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- (g) 受益権の分割および再分割、信託日時の異なる受益権の内容
- 委託会社は、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- 委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
- (h) 追加信託金
- 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- (i) 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金
- 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金<sup>\*1</sup>は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等<sup>\*2</sup>に応じて計算されるものとします。
- \*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- \*2 「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- (j) 受益権の帰属と受益証券の不発行
- ファンドの受益権の帰属は、委託会社があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
- 委託会社は、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- 委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- 委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該

一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降のものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請しております。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

(k) 受益権の設定に係る受託会社の通知

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

(l) 一部解約の請求、有価証券売却等の指図および再投資の指図

委託会社は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。委託会社は、前文による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(m) 受託会社による資金の立替え

投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

上記の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(n) 投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

(o) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(p) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「(b) 投資信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社は、受託会社につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託会社を解任することができます。受託会社の解任に伴う

取扱いについては、前2段に定める受託会社の辞任に伴う取扱いに準じます。

1. 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 投資信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
4. 受託会社が投資信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
5. その他委託会社の合理的な判断において、受託会社の信用力が著しく低下し、委託会社による投資信託財産の運用の指図または受託会社による投資信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

上記に基づき受託会社が辞任しまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託会社が投資信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときには、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、本項に基づく受託会社の解任または新受託会社の選任についての判断を誠実に行なうよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社または選任された新受託会社が倒産等により投資信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(q) 投資信託約款に関する疑義の取扱い

投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

(r) 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

(s) 受益権の取得申込みの勧誘の種類

ファンドに係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託法第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(t) 信託の種類、委託会社および受託会社

ファンドは、証券投資信託であり、フィデリティ投信株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社とします。また、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けません。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

### (4) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(6) 投資信託約款の重大な内容の変更・信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「1 資産管理等の概要 (5)その他 (a)信託の終了」に規定する信託の解約または「同(b)投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行なう場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を述べることのできる一定の期間が1ヵ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(7) 反対者の買取請求権

前記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

(8) 当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(9) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託会社の免責

受託会社は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託会社は、上記の規定により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

## 第4【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6特定期間(平成20年1月11日から平成20年7月10日まで)、および第7特定期間(平成20年7月11日から平成21年1月13日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【フィデリティ・日本配当成長株・ファンド（分配重視型）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第6特定期間 平成20年7月10日現在	第7特定期間 平成21年1月13日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	1,311,444,993	1,224,033,633
親投資信託受益証券	142,735,622,249	99,092,213,251
流動資産合計	144,047,067,242	100,316,246,884
資産合計	144,047,067,242	100,316,246,884
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	778,344,343	746,849,512
未払解約金	152,218,272	162,384,534
未払受託者報酬	31,132,786	22,184,406
未払委託者報酬	389,160,137	277,305,221
その他未払費用	18,277,960	15,309,960
流動負債合計	1,369,133,498	1,224,033,633
負債合計	1,369,133,498	1,224,033,633
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	172,965,409,599	165,966,558,369
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	30,287,475,855	66,874,345,118
（分配準備積立金）	1,923,471,240	1,881,065,539
元本等合計	142,677,933,744	99,092,213,251
純資産合計	142,677,933,744	99,092,213,251
負債純資産合計	144,047,067,242	100,316,246,884

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第6特定期間 自平成20年1月11日 至平成20年7月10日	第7特定期間 自平成20年7月11日 至平成21年1月13日
<b>営業収益</b>		
受取利息	585,510	443,283
有価証券売買等損益	4,686,778,396	36,011,326,986
営業収益合計	4,686,192,886	36,010,883,703
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	61,607,618	50,772,771
委託者報酬	770,095,841	634,659,995
その他費用	18,277,960	15,309,960
営業費用合計	849,981,419	700,742,726
営業利益又は営業損失( )	5,536,174,305	36,711,626,429
経常利益又は経常損失( )	5,536,174,305	36,711,626,429
当期純利益又は当期純損失( )	5,536,174,305	36,711,626,429
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	140,660,714	247,407,275
期首剰余金又は期首欠損金( )	25,033,637,248	30,287,475,855
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,688,132,466	3,878,451,887
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,688,132,466	3,878,451,887
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,060,266,777	2,504,298,594
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,060,266,777	2,504,298,594
分配金	1,486,190,705	1,496,803,402
期末剰余金又は期末欠損金( )	30,287,475,855	66,874,345,118

## （ 3 ）【注記表】

## （ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

項目	第 6 特定期間 自 平成20年 1 月11日 至 平成20年 7 月10日	第 7 特定期間 自 平成20年 7 月11日 至 平成21年 1 月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	-	特定期間の取扱い ファンドの特定期間は当期末日、翌日および翌々日が休日のため、平成20年 7 月11日から平成21年 1 月13日までとなっております。

## （ 貸借対照表に関する注記 ）

項目	第 6 特定期間 平成20年 7 月10日現在	第 7 特定期間 平成21年 1 月13日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	182,670,486,546 円	172,965,409,599 円
期中追加設定元本額	6,309,728,873 円	7,901,893,427 円
期中一部解約元本額	16,014,805,820 円	14,900,744,657 円
2. 特定期間末日における受益権の総数	172,965,409,599 口	165,966,558,369 口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は30,287,475,855円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は66,874,345,118円です。
4. 特定期間末日における 1 口当たり純資産額	0.8249 円	0.5971 円

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第6 特定期間 自 平成20年 1月11日 至 平成20年 7月10日	第7 特定期間 自 平成20年 7月11日 至 平成21年 1月13日
<p>分配金の計算過程 （平成20年 1月11日から平成20年 4月10日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（1,086,094,615円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（9,845,771,163円）及び分配準備積立金（1,618,495,065円）より分配対象収益は12,550,360,843円（1口当たり0.070921円）であり、うち707,846,362円（1口当たり0.004000円）を分配金額としております。</p> <p>（平成20年 4月11日から平成20年 7月10日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（160,249,735円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（9,655,918,283円）及び分配準備積立金（1,923,471,240円）より分配対象収益は11,739,639,258円（1口当たり0.067873円）であり、うち778,344,343円（1口当たり0.004500円）を分配金額としております。</p>	<p>分配金の計算過程 （平成20年 7月11日から平成20年10月10日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（849,921,011円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（8,754,147,705円）及び分配準備積立金（1,836,060,075円）より分配対象収益は11,440,128,791円（1口当たり0.068645円）であり、うち749,953,890円（1口当たり0.004500円）を分配金額としております。</p> <p>（平成20年10月11日から平成21年 1月13日までの分配金計算期間） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（412,921,984円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（8,771,621,920円）及び分配準備積立金（1,881,065,539円）より分配対象収益は11,065,609,443円（1口当たり0.066674円）であり、うち746,849,512円（1口当たり0.004500円）を分配金額としております。</p>

## （有価証券に関する注記）

## 第6 特定期間（平成20年 7月10日現在）

## 売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	142,735,622,249	6,411,980,847
合 計	142,735,622,249	6,411,980,847

## 第7 特定期間（平成21年 1月13日現在）

## 売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	99,092,213,251	3,794,065,837
合 計	99,092,213,251	3,794,065,837

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本・円	親投資信託 受益証券	フィデリティ・日本配当 成長株・マザーファンド	125,943,331,535	99,092,213,251	-
	合計		125,943,331,535	99,092,213,251	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考情報）

ファンドは、「フィデリティ・日本配当成長株・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・日本配当成長株・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

## （１）貸借対照表

区 分	平成20年 7月10日現在	平成21年 1月13日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	491,470	4,510,561,055
株式	179,590,056,260	114,468,668,750
投資信託受益証券	1,595,985,002	272,007,027
投資証券	365,571,000	5,476,479,000
未収入金	5,090,188,150	4,012,232,497
未収配当金	190,996,400	591,527,475
流動資産合計	186,833,288,282	129,331,475,804
資産合計	186,833,288,282	129,331,475,804
負債の部		
流動負債		
未払金	4,321,031,222	1,882,921,908
流動負債合計	4,321,031,222	1,882,921,908
負債合計	4,321,031,222	1,882,921,908
純資産の部		
元本等		
元本	171,325,793,858	161,984,996,268
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	11,186,463,202	34,536,442,372
元本等合計	182,512,257,060	127,448,553,896
純資産合計	182,512,257,060	127,448,553,896
負債純資産合計	186,833,288,282	129,331,475,804

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成20年 1月11日 至 平成20年 7月10日	自 平成20年 7月11日 至 平成21年 1月13日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	<p>(1) 株式、投資証券 同左</p> <p>(2) 投資信託受益証券 同左</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	平成20年7月10日現在	平成21年1月13日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	181,977,510,264 円	171,325,793,858 円
期中追加設定元本額	749,375,792 円	2,860,670,236 円
期中一部解約元本額	11,401,092,198 円	12,201,467,826 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・日本配当成長株・ファンド (分配重視型)	133,986,315,826 円	125,943,331,535 円
フィデリティ・日本配当成長株・ファンド (適格機関投資家専用)	8,478,663,789 円	7,722,994,774 円
フィデリティ・日本配当成長株投信 計	28,860,814,243 円 171,325,793,858 円	28,318,669,959 円 161,984,996,268 円
3. 計算期間末日における受益権の総数	171,325,793,858 口	161,984,996,268 口
4. 元本の欠損	-	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は34,536,442,372円です。
5. 計算期間末日における1口当たり純資産額	1.0653 円	0.7868 円

## (有価証券に関する注記)

(平成20年7月10日現在)

## 売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	179,590,056,260	8,044,552,981
投資信託受益証券	1,595,985,002	260,161
投資証券	365,571,000	1,221,411
合計	181,551,612,262	8,043,071,409

(平成21年1月13日現在)

## 売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	114,468,668,750	20,236,286,342
投資信託受益証券	272,007,027	1,430
投資証券	5,476,479,000	479,110,156
合計	120,217,154,777	20,715,397,928

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (3) 附属明細表

## 有価証券明細表

## (ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	奥村組	2,110,000	391	825,010,000	-
	大東建託	1,470,200	3,820	5,616,164,000	-
	パナホーム	2,914,000	497	1,448,258,000	-
	日揮	1,152,000	1,256	1,446,912,000	-
	ユー・エス・ジェイ	8,362	38,650	323,191,300	-
	新日鉄ソリューションズ	945,500	1,143	1,080,706,500	-
	キリンホールディングス	3,359,000	1,074	3,607,566,000	-
	伊藤園 第1種優先株式	425,800	893	380,239,400	-
	ポイント	209,690	4,300	901,667,000	-
	クラレ	2,315,000	711	1,645,965,000	-
	ワコールホールディングス	1,038,000	1,111	1,153,218,000	-
	イビデン	1,164,700	1,687	1,964,848,900	-
	信越化学工業	875,600	4,090	3,581,204,000	-
	J S R	3,491,200	1,005	3,508,656,000	-
	東京応化工業	1,088,000	1,238	1,346,944,000	-
	積水化学工業	7,865,000	532	4,184,180,000	-
	日立化成工業	632,300	916	579,186,800	-
	電通	2,173,700	1,648	3,582,257,600	-
	花王	1,485,000	2,595	3,853,575,000	-
	小野薬品工業	1,043,400	4,520	4,716,168,000	-
	第一三共	4,022,400	1,971	7,928,150,400	-
	関西ペイント	307,000	427	131,089,000	-
	パーク24	4,654,800	615	2,862,702,000	-
	フジ・メディア・ホールディングス	6,428	113,600	730,220,800	-
	オービック	57,700	12,960	747,792,000	-
	トレンドマイクロ	1,325,500	2,615	3,466,182,500	-
	日本オラクル	854,000	3,630	3,100,020,000	-
ユー・エス・エス	60,700	4,140	251,298,000	-	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ジュピターテレコム	8,376	83,200	696,883,200	-
	マンダム	219,700	2,420	531,674,000	-
	昭和シェル石油	2,369,800	809	1,917,168,200	-
	東燃ゼネラル石油	1,244,000	828	1,030,032,000	-
	横浜ゴム	3,103,000	423	1,312,569,000	-
	日本電気硝子	6,894,000	517	3,564,198,000	-
	ノリタケカンパニーリミテド	1,055,000	329	347,095,000	-
	大和工業	437,200	2,290	1,001,188,000	-
	大平洋金属	1,037,000	465	482,205,000	-
	住生活グループ	463,000	1,234	571,342,000	-
	アマダ	1,448,000	453	655,944,000	-
	森精機製作所	830,100	722	599,332,200	-
	小森コーポレーション	1,525,100	912	1,390,891,200	-
	千代田化工建設	1,334,000	477	636,318,000	-
	タダノ	855,000	462	395,010,000	-
	SANKYO	221,100	4,380	968,418,000	-
	マックス	797,000	920	733,240,000	-
	マブチモーター	131,200	3,450	452,640,000	-
	ワコム	4,569	75,900	346,787,100	-
	日本信号	454,800	589	267,877,200	-
	アルパイン	800,900	644	515,779,600	-
	山武	948,600	1,897	1,799,494,200	-
	東海理化電機製作所	87,200	787	68,626,400	-
	ショーワ	1,324,900	349	462,390,100	-
	シチズンホールディングス	1,879,800	328	616,574,400	-
	バンダイナムコホールディングス	834,600	896	747,801,600	-
	パイロットコーポレーション	1,920	130,400	250,368,000	-
	伊藤忠商事	4,595,000	446	2,049,370,000	-
	豊田通商	901,200	902	812,882,400	-
	オンワードホールディングス	1,557,000	648	1,008,936,000	-
	東陽テクニカ	914,200	1,107	1,012,019,400	-
	島忠	715,000	1,954	1,397,110,000	-
	青山商事	786,300	1,268	997,028,400	-
	丸井グループ	1,686,900	492	829,954,800	-
	野村ホールディングス	2,352,600	662	1,557,421,200	-
	新光証券	8,874,000	186	1,650,564,000	-
	岡三証券グループ	1,515,000	348	527,220,000	-
	大阪証券取引所	1,213	403,000	488,839,000	-
	テーオーシー	741,000	396	293,436,000	-
	日本梱包運輸倉庫	1,382,000	905	1,250,710,000	-
	福山通運	1,627,000	410	667,070,000	-
	上組	2,029,000	735	1,491,315,000	-
	スカパーJ S A Tホールディングス	46,525	37,350	1,737,708,750	-



通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	沖縄セルラー電話	8,026	196,000	1,573,096,000	-
	コーエー	633,700	885	560,824,500	-
	ジャステック	789,700	482	380,635,400	-
	セコム	724,000	4,180	3,026,320,000	-
	メイテック	81,900	1,503	123,095,700	-
	ベネッセコーポレーション	914,800	3,790	3,467,092,000	-
	プレナス	176,800	1,362	240,801,600	-
日本・円	小計	110,417,709		114,468,668,750	
合計		110,417,709		114,468,668,750	

## (イ) 株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券				
日本・円	フィデリティ・円キャッシュ・ファンド (適格機関投資家専用)	269,233,918	272,007,027	-
日本・円 小計		269,233,918	272,007,027	
投資信託受益証券 合計			272,007,027	
投資証券				
日本・円	日本リテールファンド投資法人	1,572	595,788,000	-
	日本ロジスティクスファンド投資法人	2,038	1,065,874,000	-
	野村不動産オフィスファンド投資法人	1,955	1,085,025,000	-
	ジャパンリアルエステイト投資法人	1,160	854,920,000	-
	フロンティア不動産投資法人	2,149	984,242,000	-
	ユナイテッドアーバン投資法人	2,635	890,630,000	-
日本・円 小計		11,509	5,476,479,000	
投資証券 合計			5,476,479,000	
合計			5,748,486,027	

(注) 投資信託受益証券および投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2009年2月27日現在)

種 類	金 額	単 位
資産総額	91,390,267,828	円
負債総額	397,645,033	円
純資産総額( - )	90,992,622,795	円
発行済数量	163,534,476,437	口
1単位当たり純資産額( / )	0.5564	円

(参考)マザーファンドの純資産額計算書

フィデリティ・日本配当成長株・マザーファンド

(2009年2月27日現在)

種 類	金 額	単 位
資産総額	119,702,993,695	円
負債総額	2,301,157,726	円
純資産総額( - )	117,401,835,969	円
発行済数量	159,886,434,276	口
1単位当たり純資産額( / )	0.7343	円

## 第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1 特定期間 (2005年9月30日～2006年1月10日)	49,658,113,643	703,766,834	48,954,346,809
第2 特定期間 (2006年1月11日～2006年7月10日)	74,873,150,728	9,791,165,598	114,036,331,939
第3 特定期間 (2006年7月11日～2007年1月10日)	52,977,598,129	15,556,044,614	151,457,885,454
第4 特定期間 (2007年1月11日～2007年7月10日)	42,100,596,824	22,021,965,663	171,536,516,615
第5 特定期間 (2007年7月11日～2008年1月10日)	25,151,618,384	14,017,648,453	182,670,486,546
第6 特定期間 (2008年1月11日～2008年7月10日)	6,309,728,873	16,014,805,820	172,965,409,599
第7 特定期間 (2008年7月11日～2009年1月13日)	7,901,893,427	14,900,744,657	165,966,558,369

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

## 第三部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金等

（2009年2月末日現在）

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

###### 経営体制

委託会社は、委員会設置会社であり、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設けています。各委員会を構成する取締役は、取締役会において選任されます。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経營業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役および執行役の職務を監督します。

取締役は8名以内とし、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

執行役は取締役会の決議に基づき委任を受けた事項の決定を行い、当会社の業務を執行します。執行役は10名以内とし、取締役会において選任されます。執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された執行役の任期は、他の現執行役の任期の満了すべき時までとします。

###### 運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、投資対象の綿密な調査を重視した国際的な資産運用業務を行なってきました。

1. 関係会社を含めた調査グループが行なう個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、フィデリティの世界主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果をタイムリーに入手できる調査・運用体制を整えています。
2. 投資銘柄の決定に際しては、企業の経営戦略や事業活動を理解するために、企業経営陣とのミーティングや店舗、研究所、工場などの現場への訪問にとどまらず、その企業の取引先や顧客、競合企業への詳細な調査・情報収集をもとに、分析の確信度を高めています。
3. ポートフォリオ・マネージャーは、投資信託約款および投資方針書等の運用ガイド

ラインの遵守条件をもとに投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定します。

- 4 . リスク管理および投資行動のチェックは、運用部から独立したコンプライアンス部門が担当し、定期的なモニタリングの結果をポートフォリオ・マネージャーにフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2009年2月27日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託139本、親投資信託52本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額1,586,478,648,303円です。

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、第21期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、旧「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しており、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

委託会社の間接財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 委託会社は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第21期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。第23期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

期別		第21期 (平成19年3月31日現在)			第22期 (平成20年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金			300			-	
預金			2,325,923			-	
現金・預金			-			701,950	
支払委託金			427			-	
前払費用			118,079			154,012	
未収委託者報酬			7,347,426			5,981,897	
未収収益			1,356,759			1,220,531	
未収入金	* 3		1,123,272			488,389	
立替金			183,699			283,086	
繰延税金資産			1,571,662			1,868,041	
短期貸付金	* 3		6,100,000			9,840,000	
流動資産計			20,127,550	84.2		20,537,908	87.1
固定資産							
有形固定資産	* 1		1,153,372	4.8		-	-
建物		588,685				-	
器具備品		564,687				-	
無形固定資産	* 2		90,235	0.4		7,487	0.0
電話加入権		7,487			7,487		
ソフトウェア		82,748				-	
投資その他の資産			2,524,092	10.6		3,039,964	12.9
投資有価証券		1,961			1,853		
長期差入保証金		853,720			771,239		
会員預託金		30,780			27,430		
繰延税金資産		1,696,450			2,239,440		
貸倒引当金		58,820				-	
固定資産計			3,767,700	15.8		3,047,451	12.9
資産合計			23,895,250	100.0		23,585,359	100.0

期別		第21期 (平成19年3月31日現在)			第22期 (平成20年3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
預り金			124,659			14,152	
未払金	* 3		6,399,701			3,662,236	
未払収益分配金		558			-		
未払手数料		2,968,538			2,531,153		
その他未払金		3,430,604			1,131,083		
未払費用			1,277,302			1,896,516	
未払法人税等			590,488			71,597	
未払消費税等			185,024			200,480	
賞与引当金			1,734,818			3,010,901	
流動負債計			10,311,995	43.2		8,855,885	37.6
固定負債							
長期賞与引当金			-			1,111,793	
退職給付引当金			4,124,735			4,383,632	
長期未払費用			184,676			114,129	
固定負債計			4,309,411	18.0		5,609,555	23.8
負債合計			14,621,407	61.2		14,465,440	61.4
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			1,000,000	4.2		1,000,000	4.2
利益剰余金			8,273,843	34.6		8,119,921	34.4
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		8,273,843			8,119,921		
株主資本合計			9,273,843	38.8		9,119,921	38.6
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			-	-		3	0.0
評価・換算差額等合計			-	-		3	0.0
純資産合計			9,273,843	38.8		9,119,918	38.6
負債・純資産合計			23,895,250	100.0		23,585,359	100.0

## (2) 【損益計算書】

期別	注記 番号	第21期 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日			第22期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益	* 1						
委託者報酬			30,636,784			30,293,085	
その他営業収益			11,885,843			10,304,276	
営業収益計			42,522,627	100.0		40,597,362	100.0
営業費用	* 2						
支払手数料			12,697,594			12,918,756	
広告宣伝費			2,488,323			1,213,161	
公告料			168			1,708	
受益証券発行費			21,178			4,559	
調査費			4,008,759			4,492,154	
調査費		594,922			593,336		
委託調査費		3,413,837			3,898,817		
営業雑経費			271,934			235,224	
通信費		62,930			52,579		
印刷費		172,211			158,047		
協会費		27,050			18,876		
諸会費		9,742			5,722		
営業費用計			19,487,960	45.8		18,865,566	46.5
一般管理費	* 3						
給料			7,479,816			8,338,428	
役員報酬	* 5	430,700			512,540		
給料・手当		3,397,438			3,804,933		
賞与		3,651,677			4,020,955		
福利厚生費			1,907,097			2,037,434	
交際費			107,104			53,849	
寄付金			6,758			-	
旅費交通費			309,008			290,874	
租税公課			95,183			86,121	
弁護士報酬			143,484			54,653	
不動産賃借料・共益費			645,632			733,150	
支払ロイヤリティ			1,965,075			204,294	
退職給付費用			429,767			1,288,984	
固定資産減価償却費			224,747			-	
消耗器具備品費			121,667			73,578	
事務委託費			4,243,298			5,695,165	
諸経費			686,745			457,572	
一般管理費計			18,365,387	43.2		19,314,108	47.6
営業利益			4,669,279	11.0		2,417,687	6.0

期別		第21期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日			第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業外収益	* 4						
受取利息			29,970			89,618	
保険配当金			-			11,056	
雑益			497			116,656	
営業外収益計			30,468	0.1		217,330	0.5
営業外費用							
寄付金			51,104			27,376	
為替差損			12,716			8,035	
雑損			1,915			6,360	
営業外費用計			65,735	0.2		41,772	0.1
経常利益			4,634,012	10.9		2,593,245	6.4
特別利益							
投資有価証券売却益			1,689			-	
特別利益計			1,689	0.0		-	-
特別損失							
過年度賞与引当金繰入			-			2,581,659	
固定資産処分損	* 6		11,762			-	
前期損益修正損			74,676			-	
事務過誤損失			2,031			48,251	
投資有価証券売却損			-			23,162	
その他			-			254	
特別損失計			88,470	0.2		2,653,328	6.5
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )			4,547,231	10.7		60,082	0.1
法人税、住民税及び事業税			2,613,924	6.1		933,203	2.3
法人税等調整額			618,303	1.4		839,364	2.1
当期純利益又は当期純損失( )			2,551,610	6.0		153,921	0.4

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第21期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
平成18年3月31日残高	1,000,000	5,722,232	5,722,232	6,722,232	832	832	6,723,065
事業年度中の変動額							
当期純利益		2,551,610	2,551,610	2,551,610			2,551,610
株主資本以外の項目 事業年度中の変動額 〔純額〕					832	832	832
事業年度中の変動額合計		2,551,610	2,551,610	2,551,610	832	832	2,550,778
平成19年3月31日残高	1,000,000	8,273,843	8,273,843	9,273,843	-	-	9,273,843

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
平成19年3月31日残高	1,000,000	8,273,843	8,273,843	9,273,843	-	-	9,273,843
事業年度中の変動額							
当期純損失		153,921	153,921	153,921			153,921
株主資本以外の項目 事業年度中の変動額 〔純額〕					3	3	3
事業年度中の変動額合計		153,921	153,921	153,921	3	3	153,924
平成20年3月31日残高	1,000,000	8,119,921	8,119,921	9,119,921	3	3	9,119,918

## 重要な会計方針

項目	第21期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法によっております。）</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法により償却しております。</p>	<p>-</p> <p>-</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しています。 数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p>

項目	第21期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額を計上しております。	(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用していません。	(1) 消費税等の会計処理 同左  (2) 連結納税制度の適用 同左

#### 会計処理方法の変更

第21期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。なお、これまでの資本の部の合計に相当する金額は9,273,843千円であります。	(賞与引当金の計上基準) 親会社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与の会計処理は、従来支給額確定時の費用として処理していましたが、当事業年度より当該プランに基づき計算された当事業年度末要支給見込額を賞与引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更は、過去の支給実績等に基づき将来支払われると見込まれる額の合理的見積りが可能となったことから、期間損益の適正化を図るために行ったものであります。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比較して、営業利益及び経常利益はそれぞれ648,525千円増加し、税引前純損失は1,933,133千円増加しております。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

第21期 （平成19年3月31日現在）	第22期 （平成20年3月31日現在）
<p>* 1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="padding-left: 2em;">建物 85,020千円</p> <p style="padding-left: 2em;">器具備品 635,868千円</p>	<p>* 1 -</p>
<p>* 2 無形固定資産の償却累計額</p> <p style="padding-left: 2em;">ソフトウェア 459,060千円</p>	<p>* 2 -</p>
<p>* 3 関係会社項目</p> <p>関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <p style="padding-left: 2em;">未収入金 628,705千円</p> <p style="padding-left: 2em;">短期貸付金 6,100,000千円</p> <p style="padding-left: 2em;">未払金 1,463,056千円</p> <p style="padding-left: 2em;">-</p>	<p>* 3 関係会社項目</p> <p>関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <p style="padding-left: 2em;">未収入金 270,973千円</p> <p style="padding-left: 2em;">短期貸付金 9,840,000千円</p> <p style="padding-left: 2em;">未払金 368,402千円</p> <p>4 偶発債務</p> <p>当社は平成16年4月1日から平成19年3月31日までの期間について、東京国税局による移転価格税制に関する調査を受けています。ただし、調査は現在継続中であり、現時点においてその影響額を合理的に見積もることは困難であることから、当該事象による影響は当期の財務諸表には反映させておりません。</p>

## （損益計算書関係）

第21期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
* 1 関係会社に係る営業収益 関係会社に係る営業収益が 375,772千円含まれております。	* 1 -
* 2 関係会社に係る営業費用 関係会社に係る営業費用が1,836,308千円含まれております。	* 2 -
* 3 関係会社に係る一般管理費 関係会社に係る一般管理費が1,558,329千円含まれております。	* 3 -
* 4 関係会社に係る営業外収益 関係会社に係る営業外収益が29,970千円含まれております。	* 4 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が89,618千円含まれております。
* 5 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会の決議に基づき支給されております。	* 5 -
* 6 固定資産処分損は、器具備品11,762千円であります。	* 6 -

## （株主資本等変動計算書関係）

第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

## （リース取引関係）

第21期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

当社は、該当事項はありません。

第22期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

当社は、該当事項はありません。

（有価証券関係）

第21期（平成19年3月31日現在）

1．その他有価証券で時価のあるもの  
 該当事項はありません。

2．時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	貸借対照表計上額（千円）	摘要
その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,961	

3．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
6,191	1,689	-

第22期（平成20年3月31日現在）

1．その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	100	91	8
小計	100	91	8
合計	100	91	8

2．時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	貸借対照表計上額（千円）	摘要
その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,761	

3．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
352,337	-	23,162

（デリバティブ取引関係）

第21期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

第22期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第21期 （平成19年3月31日現在）	第22期 （平成20年3月31日現在）																																																						
<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">4,068,426千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">4,068,426千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">56,309千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">4,124,735千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">4,124,735千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 勤務費用</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">523,533千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">32,866千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">44,056千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">8,732千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 退職給付費用の額</td> <td style="text-align: right;">503,611千円</td> </tr> </table> <p>（注）従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。</p> <p>4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 割引率</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">2.0%</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	4,068,426千円	(2) 未積立退職給付債務	4,068,426千円	(3) 未認識過去勤務債務	56,309千円	(4) 貸借対照表計上額純額	4,124,735千円	(5) 退職給付引当金	4,124,735千円	(1) 勤務費用	523,533千円	(2) 利息費用	32,866千円	(3) 数理計算上の差異の費用処理額	44,056千円	(4) 過去勤務債務の費用処理額	8,732千円	(5) 退職給付費用の額	503,611千円	(1) 割引率	2.0%	(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(3) 過去勤務債務の処理年数	10年	<p>1．採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">4,337,498千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">4,337,498千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">46,134千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">4,383,632千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">4,383,632千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 勤務費用</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">1,387,973千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">35,258千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">432,360千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">10,175千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 臨時に支払った割増退職金</td> <td style="text-align: right;">339,093千円</td> </tr> <tr> <td>(6) 退職給付費用の額</td> <td style="text-align: right;">1,319,790千円</td> </tr> </table> <p>（注）従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。</p> <p>4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 割引率</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">2.0%</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	4,337,498千円	(2) 未積立退職給付債務	4,337,498千円	(3) 未認識過去勤務債務	46,134千円	(4) 貸借対照表計上額純額	4,383,632千円	(5) 退職給付引当金	4,383,632千円	(1) 勤務費用	1,387,973千円	(2) 利息費用	35,258千円	(3) 数理計算上の差異の費用処理額	432,360千円	(4) 過去勤務債務の費用処理額	10,175千円	(5) 臨時に支払った割増退職金	339,093千円	(6) 退職給付費用の額	1,319,790千円	(1) 割引率	2.0%	(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(3) 過去勤務債務の処理年数	10年
(1) 退職給付債務	4,068,426千円																																																						
(2) 未積立退職給付債務	4,068,426千円																																																						
(3) 未認識過去勤務債務	56,309千円																																																						
(4) 貸借対照表計上額純額	4,124,735千円																																																						
(5) 退職給付引当金	4,124,735千円																																																						
(1) 勤務費用	523,533千円																																																						
(2) 利息費用	32,866千円																																																						
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	44,056千円																																																						
(4) 過去勤務債務の費用処理額	8,732千円																																																						
(5) 退職給付費用の額	503,611千円																																																						
(1) 割引率	2.0%																																																						
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																						
(3) 過去勤務債務の処理年数	10年																																																						
(1) 退職給付債務	4,337,498千円																																																						
(2) 未積立退職給付債務	4,337,498千円																																																						
(3) 未認識過去勤務債務	46,134千円																																																						
(4) 貸借対照表計上額純額	4,383,632千円																																																						
(5) 退職給付引当金	4,383,632千円																																																						
(1) 勤務費用	1,387,973千円																																																						
(2) 利息費用	35,258千円																																																						
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	432,360千円																																																						
(4) 過去勤務債務の費用処理額	10,175千円																																																						
(5) 臨時に支払った割増退職金	339,093千円																																																						
(6) 退職給付費用の額	1,319,790千円																																																						
(1) 割引率	2.0%																																																						
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																						
(3) 過去勤務債務の処理年数	10年																																																						

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

内訳	第21期 (平成19年3月31日現在)	第22期 (平成20年3月31日現在)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,678,354千円	1,783,700千円
賞与引当金	722,186千円	1,677,524千円
未払費用否認	622,881千円	518,745千円
その他	244,690千円	127,512千円
繰延税金資産合計	<u>3,268,113千円</u>	<u>4,107,482千円</u>

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第21期 (平成19年3月31日現在)	第22期 (平成20年3月31日現在)
法定実効税率 40.69%	当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目 3.11%	
過年度法人税等 0.02%	
その他 0.07%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>43.89%</u>	

## （関連当事者との取引）

第21期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

## （1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フィデリティ・インターナショナル・リミテッド	英領バミューダ、ペンブローック市	千米ドル 1,650	投資顧問業	被所有間接 100%	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取（注1）	千円 320,255	未収入金	千円 518,853
								共通発生経費受取額（注2）	7,100		
								投資顧問報酬の支払（注1）	1,836,308	未払金	273,111
								共通発生経費負担額（注2）	913,448		
								金銭の貸付（注3）	-	短期貸付金	6,100,000
								利息の受取（注3）	29,970	未収入金	11,794
	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有直接 100%	兼任 3名	当社事業活動の管理等	連結法人税の個別帰属額	1,691,285	未払金	1,134,309
								共通発生経費負担額（注2）	644,881		

## （2）兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
						役員の兼任等	事業上の関係					
親会社の子会社	フィデリティ・インベストメンツ・ルクセンブルグ S.A.	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ市	千ユーロ 1,500	投資顧問業	-	兼任 1名	商標使用ライセンス契約	ロイヤルティーの支払（注4）	千円 1,965,075	未払金	千円 968,518	
								共通発生経費負担額（注2）	152,348			
	フィデリティ・インベストメンツ・マネジメント・リミテッド	イギリス、ケント州、トンブリッジ市	千ポンド 30,000	投資顧問業	-	兼任 2名	投資顧問契約の再委任等	共通発生経費負担額（注2）	1,296,196	未払金	131,903	
	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 3,207,500	証券業	-	-	-	当社設定投資信託の募集・販売	投資信託販売に係る代行手数料の支払（注5）	502,539	未払手数料	159,073
								共通発生経費負担額（注2）	1,172,665	未払金	156,460	

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問報酬の收受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

（注2）共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

（注3）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注4) ロイヤリティの支払については、関係会社間の商標使用ライセンス契約に基づき決定しております。

(注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議のうえ合理的に決定しております。

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フィデリティ・インターナショナル・リミテッド	英領バミューダ、ペンブローク市	千米ドル 1,792	投資顧問業	被所有 間接 100%	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取(注1)	千円 229,392	未収入金	千円 204,851
								共通発生経費受取額(注2)	6,939		
								投資顧問報酬の支払(注1)	1,835,596	未払金	224,619
								共通発生経費負担額(注2)	982,772		
								金銭の貸付(注3)	3,740,000	短期貸付金	9,840,000
								利息の受取(注3)	89,618	未収入金	25,186
	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有 直接 100%	兼任 2名	当社事業活動の管理等	共通発生経費負担額(注2)	848,371	未払金	37,343
								連結法人税の個別帰属額	843,924	未払金	100,727
								固定資産売却	1,236,187	-	-

(2) 兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 3,207,500	証券業	-	兼任 1名	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額(注2)	千円 1,642,759	未払金	千円 439,688

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資顧問報酬の收受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

(注2) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## ( 1株当たり情報 )

第21期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
1株当たり純資産額 463,692円17銭 1株当たり当期純利益 127,580円54銭	1株当たり純資産額 455,995円92銭 1株当たり当期純損失 7,696円08銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
損益計算書上の当期純利益 2,551,610千円 普通株式に係る当期純利益 2,551,610千円	損益計算書上の当期純損失 153,921千円 普通株式に係る当期純損失 153,921千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数 20,000株	普通株式の期中平均株式数 20,000株

## ( 重要な後発事象 )

第21期 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
当社は、固定資産管理の効率化を図るため平成19年4月1日付けにてすべての有形固定資産及び無形固定資産をフィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社に帳簿額(1,236,187千円)で売却する旨の契約を締結しました。	該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

期別		第23期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金		616,516	
未収委託者報酬		5,399,125	
未収収益		1,244,824	
未収入金		425,929	
繰延税金資産		2,026,643	
短期貸付金		11,370,000	
その他		385,433	
流動資産計		21,468,471	86.4
固定資産			
無形固定資産		7,487	
投資その他の資産			
投資有価証券		2,584	
長期差入保証金		773,589	
会員預託金		27,030	
繰延税金資産		2,567,283	
投資その他の資産計		3,370,488	13.6
固定資産計		3,377,975	13.6
資産合計		24,846,446	100.0

期別		第23期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>			
流動負債			
未払金		2,819,255	
未払費用		1,851,221	
未払法人税等		850,852	
賞与引当金		3,418,121	
その他	*1	46,854	
流動負債計		8,986,304	36.2
固定負債			
長期未払費用		177,089	
長期賞与引当金		2,054,392	
退職給付引当金		4,246,742	
固定負債計		6,478,224	26.1
負債合計		15,464,529	62.2
<b>(純資産の部)</b>			
株主資本			
資本金		1,000,000	4.0
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		8,382,094	33.7
株主資本合計		9,382,094	37.8
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		177	0.0
評価・換算差額等合計		177	0.0
純資産合計		9,381,917	37.8
負債・純資産合計		24,846,446	100.0

## (2) 中間損益計算書

期別		第23期中間会計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	
科目	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益			
委託者報酬		12,353,977	
その他営業収益		4,004,281	
営業収益計		16,358,258	100.0
営業費用及び一般管理費		15,797,718	96.6
営業利益		560,539	3.4
営業外収益		87,083	
営業外費用		575	
経常利益		647,048	4.0
特別利益		4	0.0
特別損失		559	0.0
税引前中間純利益		646,493	4.0
法人税、住民税及び事業税		870,770	
法人税等調整額		486,449	2.3
中間純利益		262,172	1.6

## (3)中間株主資本等変動計算書

第23期中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

(千円)

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金				
前期末残高	1,000,000	8,119,921	9,119,921	3	3	9,119,918
中間会計期間中の変動額						
中間純利益		262,172	262,172			262,172
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)				174	174	174
中間会計期間中の変動額合計	-	262,172	262,172	174	174	261,998
当中間期末残高	1,000,000	8,382,094	9,382,094	177	177	9,381,917

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第23期中間会計期間 自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>    その他有価証券</p> <p>        時価のあるもの</p> <p>        中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。</p> <p>        時価のないもの</p> <p>        総平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金</p> <p>    従業員の退職金支給に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>    過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。</p> <p>(2) 賞与引当金、長期賞与引当金</p> <p>    賞与引当金は、従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額を計上しております。</p>
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理</p> <p>    消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を適用しております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用</p> <p>    連結納税制度を適用しております。</p>

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)

項目	第23期中間会計期間末 平成20年9月30日現在
*1 消費税等の取扱い	<p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>
2 偶発債務	<p>当社は平成16年4月1日から平成19年3月31日までの期間について、東京国税局による移転価格税制に関する調査を受けています。ただし、調査は現在継続中であり、現時点においてその影響額を合理的に見積もることは困難であることから、当該事象による影響は当中間会計期間の中間財務諸表には反映させておりません。</p>

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第23期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間増加 株式数（株）	当中間会計期間減少 株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	20,000	-	-	20,000
合計	20,000	-	-	20,000

## （リース取引関係）

第23期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

該当事項はありません。

## （有価証券関係）

第23期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

## 1．その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上 額（千円）	差額（千円）
その他	1,000	823	177
合計	1,000	823	177

## 2．時価のない主な有価証券の内容

区分	中間貸借対照表計上額 （千円）
その他有価証券	
非上場株式	1,761
合計	1,761

## （デリバティブ取引関係）

第23期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

第23期中間会計期間  
自 平成20年4月1日  
至 平成20年9月30日

1株当たり純資産額	469,095円85銭
1株当たり中間純利益	13,108円62銭

(注)

1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間損益計算書上の中間純利益	262,172千円
普通株式に係る中間純利益	262,172千円
普通株主に帰属しない金額の主な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	20,000株

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5 【その他】

### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

### (2) 事業譲渡または事業譲受

該当ありません。

### (3) 出資の状況

該当ありません。

### (4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2008年12月末日現在)	事業の内容
受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,231百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
<参考情報> 再信託受託会社	資産管理サービス信託銀行株式会社	50,000百万円	
販売会社	いちよし証券株式会社	14,577百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100百万円	
	エース証券株式会社	8,831百万円	
	SMBCフレンド証券株式会社	27,270百万円	
	極東証券株式会社	5,251百万円	
	黒川木徳証券株式会社	2,065百万円	
	コスモ証券株式会社	13,500百万円	
	中央証券株式会社	4,374百万円	
	成瀬証券株式会社	720百万円 (2008年10月末日現在)	
	ひびき証券株式会社	500百万円 (2008年8月末日現在)	
	フィデリティ証券株式会社	3,907百万円	
	マネックス証券株式会社	7,425百万円	
	丸三証券株式会社	10,000百万円	
丸八証券株式会社	3,251百万円		
かざか証券株式会社	15,446百万円		

ファンドの運営 における役割	名称	資本金の額 (2008年12月末日現在)	事業の内容
	リテラ・クリア証券株式会社	3,794百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
	高木証券株式会社	11,069百万円	
	内藤証券株式会社	3,002百万円	
	ジョインベスト証券株式会社	21,400百万円	
	みずほインベスターズ証券株式会社	80,288百万円	
	エル・ピー・エル日本証券株式会社	5,530百万円	
	アヴァロン湘南証券株式会社	357百万円 (2008年8月末日現在)	
	野村證券株式会社	10,000百万円	
	株式会社あおぞら銀行	419,781百万円 (2008年9月末日現在)	
	株式会社北日本銀行	7,761百万円 (2008年8月末日現在)	
	株式会社西京銀行	12,690百万円	
	株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	
	株式会社新生銀行	476,296百万円	
	スルガ銀行株式会社	30,043百万円	
	株式会社泉州銀行	44,575百万円	
	株式会社中国銀行	15,149百万円	
	株式会社肥後銀行	18,128百万円	
	株式会社北越銀行	24,538百万円	
	株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円	
	株式会社豊和銀行	12,495百万円	

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2008年12月末日現在)	事業の内容
	ザ・ホンコン・ シャンハイ・バン キング・コーポレ ーション・リミ テッド(香港上海 銀行)	224億9,396万8,235香港ドル 114億8,350万米ドル (2008年10月末日現在)	
	株式会社三重銀行	15,295百万円	
	株式会社山形銀行	12,008百万円	
	株式会社りそな銀 行	279,928百万円	
	株式会社西日本シ ティ銀行	85,745百万円	
	株式会社八十二銀 行	52,200百万円 (2008年9月末日現在)	
	株式会社大垣共立 銀行	27,971百万円 (2008年8月末日現在)	
	株式会社北海道銀 行	93,524百万円	
	株式会社八千代銀 行	43,734百万円	
	株式会社山陰合同 銀行	20,705百万円 (2008年8月末日現在)	
	株式会社広島銀行	54,573百万円 (2008年9月末日現在)	
	株式会社千葉銀行	145,000百万円	
	株式会社みなと銀 行	27,484百万円	
	株式会社長崎銀行	10,723百万円 (2008年8月末日現在)	
	オリックス信託銀 行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を 営むとともに、金融機関 の信託業務の兼営等に関 する法律(兼営法)に基づ き信託業務を営んでいま す。
	岐阜信用金庫	22,041百万円* * 信用金庫であるため、 「出資金」の額です。 (2008年8月末日現在)	信用金庫法に基づき信 用金庫連合会の事業を 営んでいます。

ファンドの運営 における役割	名称	資本金の額 (2008年12月末日現在)	事業の内容
	第一生命保険相互 会社	420,000百万円* * 相互会社であるため、 「基金」の額です。	保険業法に基づき生命 保険業を営んでいます。
	三井生命保険株式 会社	137,280百万円	

新規募集は行ないません。

## 2 【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託銀行として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。
- (2) 販売会社：ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資、所得税および地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

### 3 【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

当計算期間において、下記の書類が関東財務局長に提出されています。

2008年7月17日	臨時報告書
2008年10月10日	有価証券報告書、有価証券届出書
2008年10月20日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年 8月27日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・日本配当成長株・ファンド（分配重視型）の平成20年1月11日から平成20年7月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・日本配当成長株・ファンド（分配重視型）の平成20年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員      公 認 会 計 士      大 畑 茂  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年 2月26日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・日本配当成長株・ファンド（分配重視型）の平成20年7月11日から平成21年1月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・日本配当成長株・ファンド（分配重視型）の平成21年1月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は親会社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与の会計処理を従来の支給額確定時に費用処理する方法から当該プランに基づき計算された期末要支給見込額を賞与引当金として計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月26日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。